

舟橋村地域包括支援センター（介護ケアマネジメント・予防支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 舟橋村社会福祉協議会が開設する舟橋村地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援（介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師等（以下「担当職員」という。）が要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように支援するものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健・医療・福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 舟橋村地域包括支援センター
- （2）所在地 舟橋村仏生寺55番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）指定介護予防支援事業所管理者（以下、「管理者」という。） 1名
管理者は、センターの担当職員の管理、利用の申し込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。なお、次号の常勤の担当職員と兼務できるものとする。
- （2）担当職員

主任介護支援専門員	1名（常勤兼務）
社会福祉士	3名（常勤兼務）
看護師	1名（常勤兼務）
生活支援コーディネーター	1名（常勤兼務）

担当職員は、指定介護予防支援の業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、緊急時において

は営業日及び営業時間にかかわらず業務を行うものとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

（指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等）

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額とする。

- (1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法は、指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第29条から第31条の規定に従って実施するものとする。
- (2) 利用者の相談を受ける場所 センター又は利用者の自宅とする。
- (3) サービス担当者会議
 - ア 開催場所は、センター、サービス事業所又は利用者の自宅とする。
 - イ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報をサービス担当者（以下この項において「担当者」という。）と共有するとともに、介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (4) 担当職員による居宅訪問頻度等
 - ア 提供開始月から起算して3か月に1回
 - イ サービスの評価期間が終了する月
 - ウ 利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業者を訪問する等の方法により、利用者に面接するように努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- (5) 結果の記録
継続的な管理の結果記録は、少なくとも3か月に1回行うものとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、舟橋村内とする。

（事故発生時の対応）

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は速やかに村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第9条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をする。
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制等の整備を行う。

(5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、指定介護予防支援の提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第10条 センターは感染症又は災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第11条 センターは、センターにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する会議をおおむね6か月に1回開催し、職員へ周知する。
- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備。
- (3) センターにおいて、職員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修会を開催する。

（秘密の保持）

第12条 センター及びセンター職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする（雇用契約の内容にも規定するものとする）

（その他運営についての留意事項）

第13条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 センターは、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講ずるものとする。

3 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合に、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は舟橋村とセンターとの協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、令和 4 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。